令和７年度佐賀大学研究者国際交流支援事業（２回目） 公募要領

2025 Saga University International Exchange Support Program for Researchers

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和７年４月25日制定

佐賀大学国際交流推進センター

１．趣旨

本事業は、海外協定校や研究機関等とのパートナーシップを一層強化するとともに、第4期

中期計画目標を踏まえ、本学の国際的なプレゼンスを高め、研究者らの国際交流体制を構築、

学術研究の多様性の強化を図ることを目的に実施する。

２．対象事業

令和７年度内に実施する本学研究者による主催又は大学・研究機関等と共催する国際研究集会

（国際会議、国際シンポジウム及び国際セミナー等）。海外の著名な研究者等との交流により、若手研究者養成への貢献に寄与する国際研究集会を重点的に評価する。また、本学学生・教職員の海外文化や国際交流への関心を高める集会であることが望ましい。

若手枠については、趣旨を踏まえ、研究者らの国際交流の底上げや多様性の確保の観点から、　国際研究集会を開催するまでに至っていない本学の研究者の国際交流のスタートアップを支援。

３．申請要件

（１）令和７年度中に本学が主催又は共催する国際研究集会（国際会議、国際シンポジウム及び国際セミナー等）であること。ただし若手枠については本学が主催又は共催する国際研究集会でなくても可とする。

（２）事業の実施に当たり、オンラインの活用など研究集会の活性化や著名な研究者との交流を

設けて実施するなど、多くの研究者交流の一層の促進に寄与する手法をとること。

　（３）若手枠については49歳以下で、本事業に採択歴のない研究者に限定する。

４．事業責任者（申請者）

原則として、常勤教員とする。また、採択後は本学における研究者国際支援（採択者としての助言提供等）に協力する意思があること。

５．支援件数等

以下の３つの区分に応じ、下記の件数の支援を行う。

なお、限られた財源で多くの研究者を支援する観点から、同一教員による複数申請は不可とする。

１）一般枠A　採択予定件数２件程度　１件当たり５０万円を上限

（　想定される事業例　）

〇　複数の研究者を招へいし、国内でハイブリッド等で開催される中規模的な国際研究集会を主催する事業

〇　本学研究者等数名が相手国を訪問し、中規模的な国際研究集会を共催する事業

（　想定研究者相当数　）　５０名程度

２）一般枠B　採択予定件数２件程度　１件当たり２０万円を上限

（　想定される事業例　）

〇　ハイブリッド等で開催される国際研究集会を主催する事業

〇　来日中の海外研究者を招へいし、国内で国際研究集会を主催する事業

（　想定研究者相当数　）　２５名程度

３）若手枠　採択予定件数２件程度　１件当たり３０万円を上限

（　想定される事業例　）

〇　若手研究者がオンラインやハイブリッド等で開催する国際交流。

※今年度の国際研究集会の開催は必要なく、次年度以降の国際研究集会開催につながる

　ことを期待する。

（　想定研究者相当数　）　１０名程度

６．支援内容

（１）支援する経費は次のとおりとする。

①　謝金（招待講師等への謝金、必要最小限の学生（学部生・大学院生）への謝金）

②　旅費（招待講師等への旅費、本学教員等の海外渡航に伴う旅費）

③　消耗品費

④　会場借料費

⑤　雑役務費

⑥　そのほか本支援経費からの支出の妥当性が、対外的に合理であるもの

（２）支援しない経費は次のとおりとする。

①　備品的消耗品（例えばＰＣ、ノートパソコン、デジタルカメラ、ビデオカメラ、マイク、

タブレット端末、電子辞書、その他機器類等）

②　備品（１０万円以上）

③　そのほか本支援経費からの支出の妥当性が認められないもの（海外渡航保険料、レセプション

費用等）

７．申請手続

支援を希望する者は、所属長了承のもと、申請書（様式１）および申請経費内訳書（様式2）を、国際交流推進センター長へ申請するものとする。なお、他の外部資金等に応募している場合は、その旨を明記することとし、外部資金事業等に採択された場合は、本事業との関連性を明確にし、速やかに国際交流推進センター長に対し申告を行うこと。

８．申請書提出期限

　　令和７年９月３０日（火）１７：００締切

９．選考

選考は、国立大学法人佐賀大学国際交流推進センター規則第１４条で定められた国際交流支援事業の選考を行うための審査会における書面審査の上、国際交流推進センター運営委員会で審議、決定する。審査の結果、条件付き採択となった場合は申請額の減額、ヒアリングや申請書の再提出等を求める場合がある。

10．報告

事業責任者（申請者）は、事業終了後１ヵ月以内又は令和８年３月３１日のいずれか早い日に、報告書（様式3）および参加者名簿（様式3別添）、支出報告書（様式４）を、国際交流推進センター長に提出しなければならない。

また、報告書は国際交流推進センターの事業報告書として、国際交流推進センター年次報告書や国際交流推進センターHP上で公開する。

11．広報について

事業責任者（申請者）は、事業の実施前及び実施後に学内外に広く事業に関する広報を行うこととする。

また、広報の際には、可能な限りポスターや資料等に、令和７年度佐賀大学研究者国際交流

支援事業により、実施している旨を明記すること。

　　なお、事業成果等については、国際交流推進センターホームページにおいて発表を行うため、　事業終了後すみやかに、国際交流推進センター長あて国際研究集会の写真や報告書等を提出すること。

12．留意事項

（１）公募前に実施・終了した国際研究集会であっても、申請要件を満たせば申請の対象となる。

（２）令和７年度国際交流推進センター予算の状況によっては、全額又は一部支援できない場合が

ある。

(３)　当事業は年２回の募集を行う予定であり、1回目の応募状況により2回目の予算額が変動する

場合がある。

（４）事業の実施にあたって、事業責任者（申請者）は、入国にかかる手続き等を在外公館等から確認し、渡航・招へいを行うこと。

13．審査基準

（１）審査にあたっては、以下の①から③の観点を基準とする。

①　事業を実施しなければならない必要性が明らかであり、事業を通して、研究者の知識や専門技

術の相互移転が見込まれるなど、研究者が交流することの意義が明らかであること。【交流の

意義】

②　博士号取得前の若手研究者が参加し、若手研究者養成への貢献が見込まれること。【若手

研究者養成への貢献】

③　計画が具体的かつ実現可能と判断され、研究の発展に資する人的交流が期間中に行われると

ともに、将来的な発展の可能性が高いと認められること。【実現可能性及び将来発展可能性】

（２）審査にあたっては、以下の点も確認する。

①　経費の額と用途が適切であること。

②　多くの研究者が交流できるよう工夫された国際研究集会であること。

③　開催地が妥当であること。

④　研究者交流の場となるようなプラットフォームになり得ること。

（３）審査にあたっては、（１）の観点に加え以下の点に該当すれば審査結果に考慮する。

①　地球規模の課題解決や国際交流等に対する本学学生・教職員の関心を高めることに寄与する事業であること。

14．申請書提出および問い合わせ先

　　学術研究部 研究推進課 国際企画室 研究者国際交流支援事業担当

Tel: 0952-28-8701 Email: kokusai@mail.admin.saga-u.ac.jp